



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



令和7年4月施行の建築物太陽光発電設備等総合促進事業オンライン説明会

制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度について

中小規模建築物2,000㎡未満

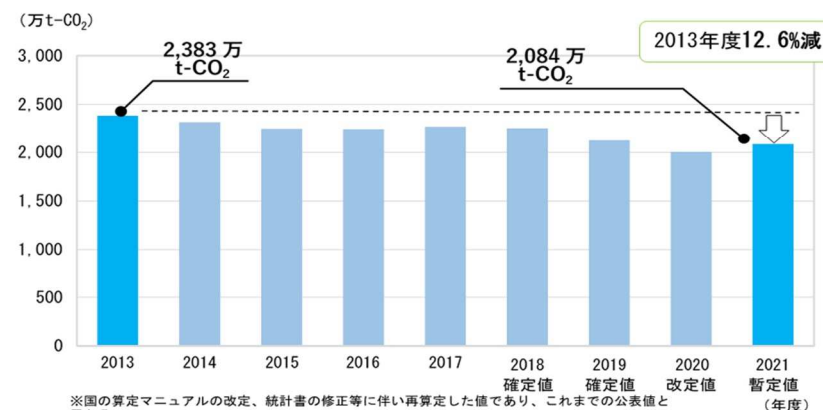
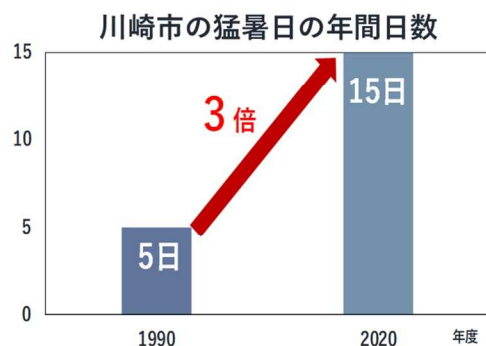
令和6年7月26日(金)・29日(月) 開催
川崎市環境局脱炭素戦略推進室

1	川崎市の脱炭素化の動向と基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方・・・・・・・・	7
3	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【制度2】について・・・	10



危機的な気候変動 川崎市域における状況

- 気候変動により**熱中症・感染症、生態系**への影響、**農作物**への影響、大雨・台風などの**災害の大型化**など、深刻な被害を引き起こすリスクが増大
- 日本の年平均気温は上昇傾向。**川崎市の猛暑日も3倍**に増加
- **令和元年東日本台風**では広域的に被害が発生※
川崎市も、死者1名、全半壊約1,000棟、床上床下浸水約1,700棟などの被害
※国の報告書によれば、**令和元年東日本台風は、気候変動により大型化のリスクが高まった**とされている。
- 2021年度の川崎市の温室効果ガス排出量（暫定値）は**2,084万t-CO₂**で、2013年度と比較して**12.6%削減**





国の法改正と目標設定等と 川崎市の脱炭素化の動向

国の法改正と 目標設定等

- 令和 3（2021）年 6 月、地球温暖化対策推進法が改正。
2050年カーボンニュートラルを**すべての国民に課す課題**として**法定化**
- 令和 3（2021）年10月、地球温暖化対策計画を策定。
我が国は、2030年度に温室効果ガスを2013年度比**▲46%削減**を目指す。
- 令和 3（2021）年10月、第 6 次エネルギー基本計画を策定。
2030年度において**新築戸建住宅の 6 割**に太陽光発電設備の設置を目指す。

川崎市の 脱炭素化の動向

R1年度末

- ・ 令和 2 年 2 月 ： 福田市長が**2050年CO₂排出実質ゼロを表明**



R2年度秋

- ・ 令和 2 年11月 ： **脱炭素戦略**「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」策定



R3年度末

- ・ 令和 4 年3月 ： **川崎市地球温暖化対策推進基本計画 & 実施計画**の全面改定



R4年度末

- ・ 令和 5 年3月 ： **川崎市地球温暖化対策推進条例**の全面改正（新制度創設）

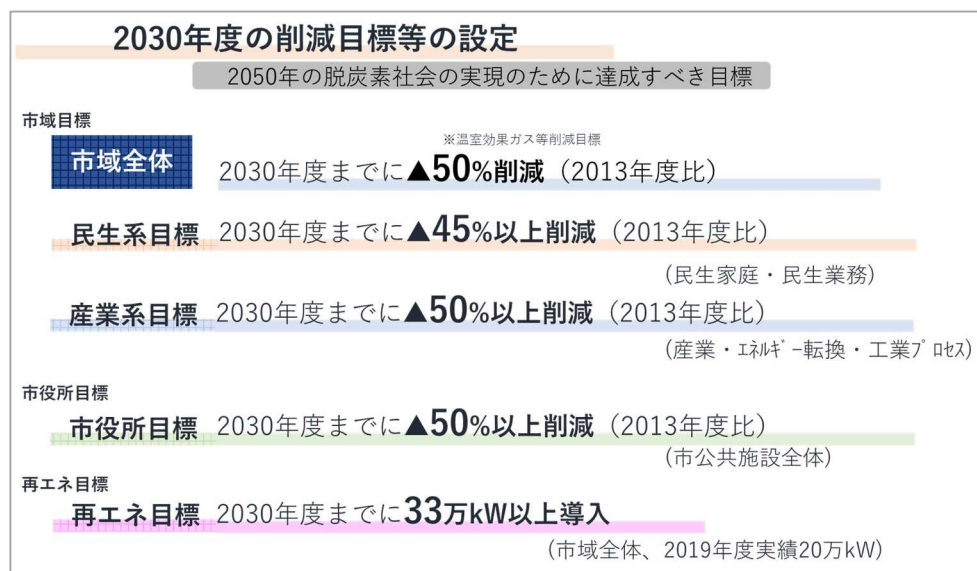




川崎市地球温暖化対策推進基本計画における目標と 条例の改正により新たに規定した5つの制度

- 地球温暖化対策推進基本計画では**2030年度の温室効果ガス削減目標**を設定
民生部門では45%削減、産業部門では50%削減、市役所では50%削減を目標
再生可能エネルギーの導入を33万キロワットに増やす
- 川崎市地球温暖化対策等推進条例の全面改正により**新たに5つの制度を創設**

●川崎市地球温暖化対策推進基本計画における目標



●川崎市地球温暖化対策等推進条例の改正により新たに規定した5つの制度

民生系取組

■ 総称 建築物太陽光発電設備等総合促進事業

- 制度1** 特定建築物太陽光発電設備等導入制度
- 制度2** 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度
- 制度3** 建築士太陽光発電設備説明制度
- 制度4** 建築物太陽光発電設備誘導支援制度

いわゆる
義務制度

産業系取組

■ 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

- 制度5** 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

報告義務

1	川崎市の脱炭素化の動向と基本計画・・・・・・・・・・	3
2	建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方・・・・・・・・	7
3	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【制度2】について・・・	10



川崎市地球温暖化対策推進等の推進に関する条例 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方

- 本市では、**2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進**しており、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく必要があります。
- 本市のような市域のほとんどが市街化されている都市で再生可能エネルギーの導入拡大をするには、**建築物への太陽光発電設備の設置が最も有効な手段**となります。
- また、これから建てられる建築物は、その多くが**2050年まで残る**ものであるため、**新築建築物等への太陽光発電設備の導入に向けた施策を強化し、**取り組んでまいります。
- 制度設計にあたっては、近隣都市の制度や制度対象事業者への負担などを考慮してまいります。
- **太陽光発電設備の設置を一層促進するため、市民・事業者の皆様が、正しい情報を理解した上で、設備設置の判断がなされるよう、行政としても必要な情報発信・支援を行ってまいります。**



建築物太陽光発電設備等総合促進事業における 太陽光発電設備の設置義務化制度について

建築物太陽光発電設備等総合促進事業の内訳（制度1・2のみ）

制度1

○特定建築物太陽光発電設備等導入制度

延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

制度2

○特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を市内に年間一定量以上建設する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

スケジュール

	項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
制度1	特定建築物太陽光発電設備等導入制度	「1月方」に重要施策の考えを素案提示	詳細検討 →規則改正	規則要綱説明会 →準備・周知等 事前相談	★ 制度施行 →計画書等の受付・公表	
制度2	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度		詳細検討 →規則改正	規則要綱説明会 →準備・周知等 事前相談	★ 制度施行 →報告書受付・公表	

1	川崎市の脱炭素化の動向と基本計画・・・・・・・・・・	3
2	建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方・・・・・・・・	7
3	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【制度2】について・・・	10



特定建築事業者太陽光発電設備導入制度の 条例規則等の規定について

中小規模建築
物への制度

条例・規則・要綱について

- 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 令和5年3月改正
- 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 令和6年3月改正
- 中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に関する要綱 令和6年3月制定（7月改正）

主な規定について

対象事業者・対象建築物

適用除外建築物

設置基準量

棟数除外建築物

対象設備

代替措置 敷地外設置

報告書・公表

届出様式・添付資料

様式

規則様式
16号様式 報告書

必ず
添付

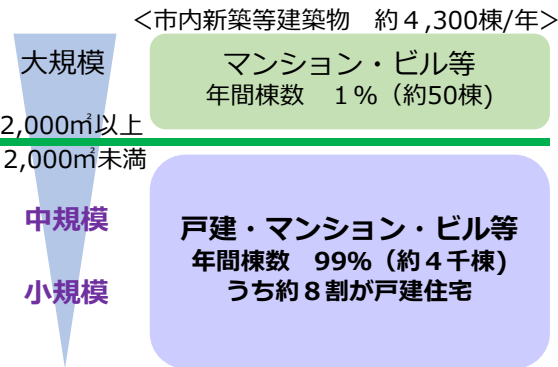
要綱様式
1号様式
中小規模特定建築
物取組書
※これに代わる資
料も認める



特定建築事業者太陽光発電設備導入制度の 対象事業者・対象建築物

中小規模建築物への制度

■ 「市内」において「新たに建設又は新築」する「中小規模特定建築物（床面積の合計が2,000㎡未満の建築物をいい、建築事業者が自ら当該工事を行うものに限る）」が、1年間に一定量（適用除外建築物※を除いた床面積の合計が5,000㎡）以上である建築事業者（特定建築事業者） ※適用除外建築物（スライド13参照）



- 増築、改築、大規模改修、模様替え、現存する建築物は対象外
- 特定建築事業者は、法人単位。各年度において確認済証交付日で判断
- 「新たに建設又は新築」とは
建築物のない土地に、新たに建築物を建築（建設）すること。既存建築物のある敷地内に別棟で建築（建設）する場合はこれに該当しないため、対象外とする。
- 特定建築事業者は自ら当該工事を行うものに限る（工事施工者）

● 建築事業者

建築事業者	建設請負事業者	建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者
	建物分譲等事業者	建築物を新築し、これを分譲・賃貸することを業として行う者

一定量以上で特定建築事業者に該当

● 制度対象事業者となる特定建築事業者の例（建築物区分別）

建築物の区分	建築主	建設請負事業者	対象となる特定建築事業者の例
注文戸建住宅	個人	建設請負事業者	ハウスメーカー（設計・施工）
分譲戸建住宅	ハウスメーカー・ビルダー	建設請負事業者	ハウスメーカー・ビルダー※（建築主・設計・施工） 施工会社※（施工）
分譲共同住宅	デベロッパー	建設請負事業者	ゼネコン等※※（設計・施工）
賃貸共同住宅	アパートオーナー	建設請負事業者	ハウスメーカー（設計・施工）
テナントビル	デベロッパー	建設請負事業者	ゼネコン等※※（設計・施工）

※一部ビルダーは建設工事のみ施工会社に外注 ※※建設工事のみ請負う者含む

● 確認申請書の工事施工者欄による

【6. 工事施工者】

【4. 氏名】

【9. 営業所名】 建設業の許可()第 号

【8. 郵便番号】

【5. 所在地】

【3. 電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】

☐申請済 ()

☐未申請 ()

☐申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

対象事業者を判断する際の適用除外建築物等

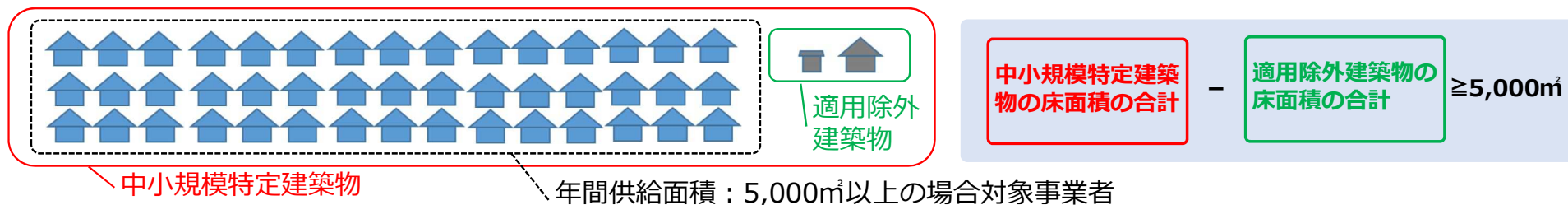
中小規模建築物への制度

- 条例・規則において、中小規模特定建築物から除かれる、「対象外の建築物」を定めている
- 中小規模特定建築物のうち、対象事業者の判断（一定量（5,000㎡）以上の場合、対象事業者と判断）において除かれる「適用除外建築物」を定めている（報告書の記載についてはスライド32参照）

<対象外の建築物・適用除外建築物等の扱い>

区分		内容	設置量
対象外の建築物	仮設建築物等	・ 建築物省エネ法18条3号に該当する建築物（仮設建築物等）	—
	経過措置	・ 令和7年3月31日までに確認申請（申請日）を行う建築物	—
中小規模特定建築物	—	・ 床面積の合計2,000㎡未満の建築物で建築事業者が自ら当該工事を行うもの（中小規模特定建築物から「適用除外建築物」を除く）	太陽光発電設備等を設置した場合、 設置実績に含める
	適用除外建築物	・ 床面積の合計が10㎡以下の建築物 ・ 建築物省エネ法18条1号に該当する建築物（居室なし・高い開放性を有する建築物） ・ 建築物省エネ法18条2号に該当する建築物（文化財等の原形を再現する建築物等）	

●制度対象事業者の判断イメージ



対象事業者と任意報告者

中小規模建築物への制度

■ 特定建築事業者該当しない建築事業者も任意で報告書の提出ができる。

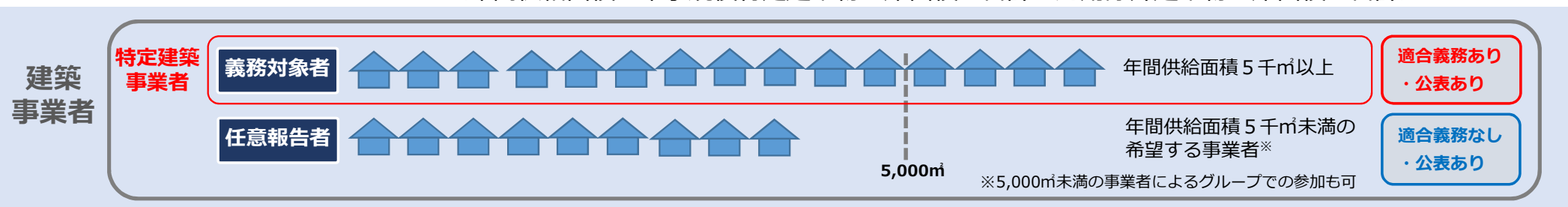
- ・ 特定建築事業者同様、各年度内に確認済証が交付された建築物について、所定の様式により、翌年度9月末日までに報告を行うことができる。
- ・ 報告内容は特定建築事業者と同様とする。

< 特定建築事業者と任意報告者の扱い >

	報告書提出者	基準(義務)適合の必要性	適合状況の公表
特定建築事業者	特定建築事業者	必要	公表
任意報告者	特定建築事業者以外の希望する建築事業者	必要としない	公表 (基準適合は必要としないが、適合状況も含め公表)

対象事業者と任意報告者の区別は公表しない

● 年間床面積別の制度対象イメージ <年間供給面積 = 中小規模特定建築物の床面積の合計 - 適用除外建築物の床面積の合計>



対象事業者・対象建築物の判断フロー

中小規模建築物への制度

対象事業者・対象建築物の判断フロー

新築とは

建築物のない土地（敷地）に、新たに建築物を建築（建設）すること。（同時に複数棟を新たに建築する場合を含む。）

既存建築物のある敷地内に別棟で建築（建設）する場合はこれに該当しないため、本制度では対象外となる。

床面積の合計が2,000㎡未満の建築物

YES ↓

NO

令和7年4月1日以降に確認申請を行う建築物で1年間に市内に**新築**するもの（工事施工者に限る。）

YES ↓

NO

次に該当しないもの

- ・ 建築物省エネ法第18条第3号（規則第42条参照）

YES ↓

NO

中小規模特定建築物

中小規模特定建築物（次のいずれかに該当する「適用除外建築物」を除く）の合計≧床面積の合計5,000㎡

- ・ 床面積の合計が10㎡以下
- ・ 建築物省エネ法第18条第1号・2号（規則第32条参照）

YES ↓

NO

義務対象となる特定建築事業者

制度1の判断へ（床面積の合計が2,000㎡以上の場合）

制度1及び制度2の**対象外**ですが、事業者は脱炭素エネルギー源を優先的に利用するように努めてください（条例第24条参照）

制度2の**適合義務・報告義務はありません**が、任意で報告書を提出できます（条例第26条第5項参照）
また、事業者は脱炭素エネルギー源を優先的に利用するように努めてください（条例第24条参照）

設置しなければならない太陽光発電設備の容量「設置基準量」の算定

中小規模建築物への制度

- 建築物 1 棟ごとではなく、対象事業者単位で、各年度における設置基準量を設定する
- 対象事業者は、設置基準量以上の太陽光発電設備を、当該年度における中小規模特定建築物において設置する

設置基準量
(kW)

=

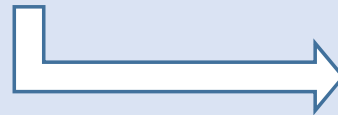
設置可能棟数
(棟)

×

算定基準率
市内一律 70 (%)

×

棟当たり基準量
2 (kW/棟)



年間供給棟数

—

棟数除外建築物
(棟)

適用除外建築物は除く

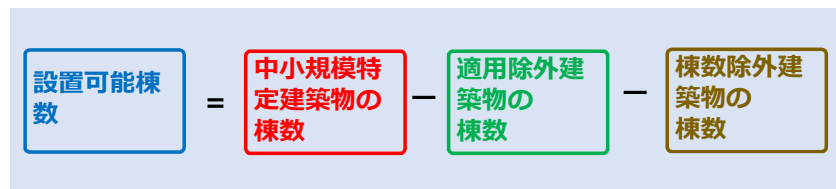
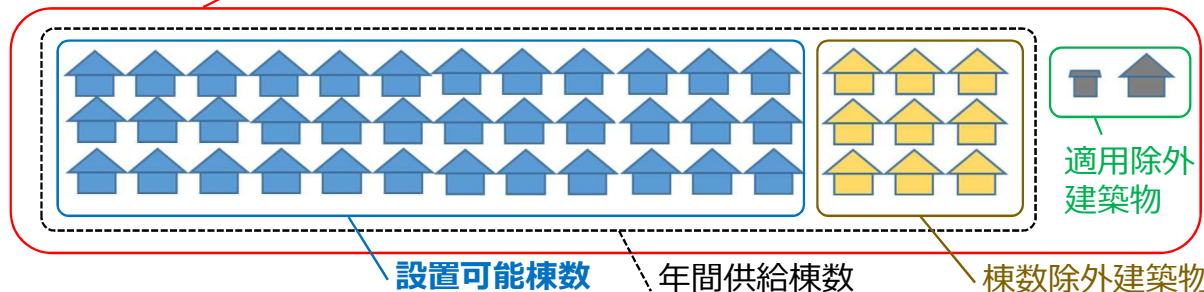
① 建築面積20㎡未満

② 南面等屋根（支障ある部分除く）の水平投影面積20㎡未満（スライド19参照）

・ 棟当たり基準量 2 kWは算定上の係数で、1 棟ごとに 2 kWの設置を求めるものではない。

● 設置可能棟数の判断イメージ

中小規模特定建築物





設置基準量の算定と 設置基準量に対する設置量と適合状況の例

中小規模建築物への制度

市内における当該年度の新築棟数が50棟（床面積の合計5,100㎡）うち棟数除外建築物10棟である事業者を想定します。
適用除外建築物は除く

■ 年間供給棟数	50棟（床面積の合計5,100㎡）	⇒ 特定建築事業者に該当
■ 設置可能棟数	40棟（年間供給棟数より棟数除外建築物10棟を除いた棟数）	

設置基準量

$$= \frac{\text{設置可能棟数}}{40\text{棟}} \times 70\% \times 2\text{ kW/棟} = 56\text{ kW}$$

実際に
設置した容量

< 例 >

6 kWを 5棟に設置 ⇒ 30kW
4 kWを 4棟に設置 ⇒ 16kW
2 kWを 6棟に設置 ⇒ 12kW

合計15棟
合計58kW

※他の25棟は設置なし

適合状況

実際に設置した容量が58kWとすると、
設置基準量である56kW以上のため基準適合

達成率

$$= 58\text{ kW} \div 56\text{ kW} \times 100 = 103\%$$

（小数点以下切り捨て）

棟数除外建築物の要件

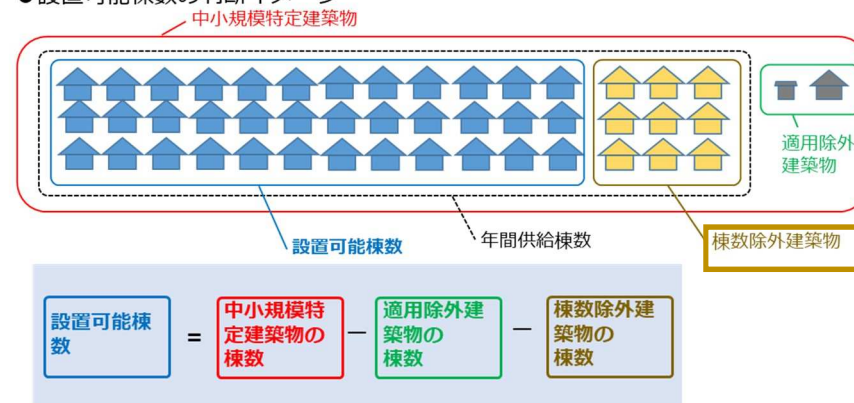
中小規模建築物への制度

■ 棟数除外建築物は、次のいずれかに該当する建築物

- ① 建築面積が20㎡未満の建築物
- ② 「南面等屋根」から、太陽光発電設備の設置に支障があると認める部分を除いた部分の水平投影面積の合計が20㎡未満の建築物（次のスライド参照） ※南面等屋根の数に関わらず、南面等屋根全体の水平投影面積で判断

- ・ **棟数除外建築物**の要件に該当し、年間供給棟数から除外した建築物であっても、太陽光発電設備を設置した場合は、**設置実績に含めることができる**。
- ・ ただし、近隣建物への光害の影響や、期待できる発電量等、太陽光発電設備の設置に適しているか十分な検証が必要であることに留意すること。

● 設置可能棟数の判断イメージ



棟数除外建築物①建築面積20㎡未満

棟数除外建築物①の「建築面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積による
(建ぺい率の算定の基礎となる建築面積ではありません。)

【10. 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【4. 建築物全体】	()	()	()
【7. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	()	()	()
【8. 建蔽率】	()	()	()

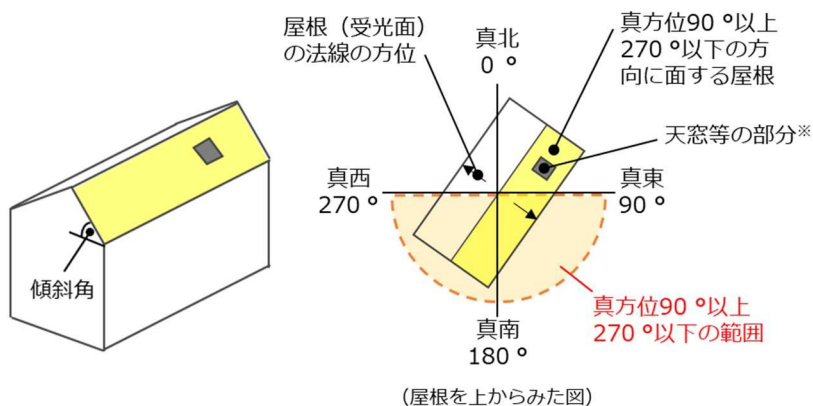
棟数除外建築物の要件

中小規模建築物への制度

棟数除外建築物②南面等屋根20㎡未満

- 棟数除外建築物②の「南面等屋根」とは、屋根のうち、真方位90°以上270°以下の方向に面する部分（傾斜角度3°以上の部分をいう。）及び水平な部分（傾斜角3°未満の部分を含む。）
- ②を適用する場合は、南面等屋根等を明記した根拠図面等を市に提出し、条件に適合することを個別に確認する。
（要件に該当する建築物であっても、図面等の提出がない場合は棟数除外できない。）

●屋根の方位角について

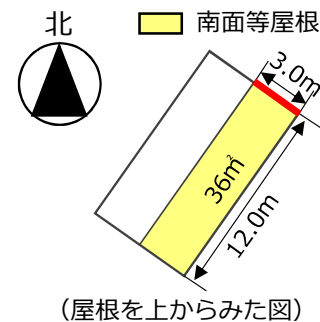
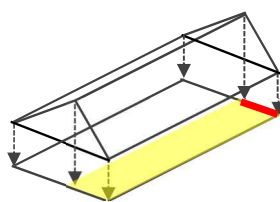


●水平投影面積について

図はガイドラインに記載予定

- 水平投影面積
建築物を真上から見たときの面積。

＜水平投影面積の算定例＞



＜屋上部分のイメージ＞



南面等屋根から除く部分①

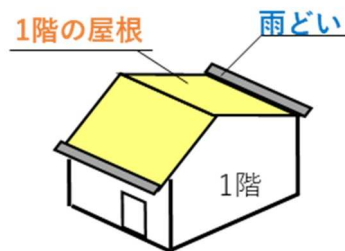
- 屋根のうち太陽光発電設備の設置に支障があると認める部分 (屋根に含まない部分)

- 1 (1) 地階を除く階数が2の建築物における1階の屋根 (日影の影響)
- (2) 地階を除く階数が3以上の建築物における2階以下の屋根 (日影の影響)
- (3) ひさし及びポーチの屋根

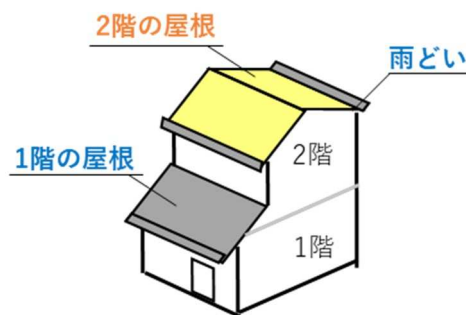
必ず除かなければならないものではない
適用する場合は根拠図面を提出

● 屋根の範囲のイメージ

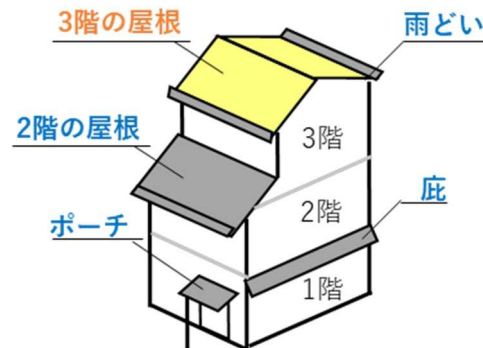
屋根の扱い
「屋根」に含む
「屋根」に含まない



平屋の例

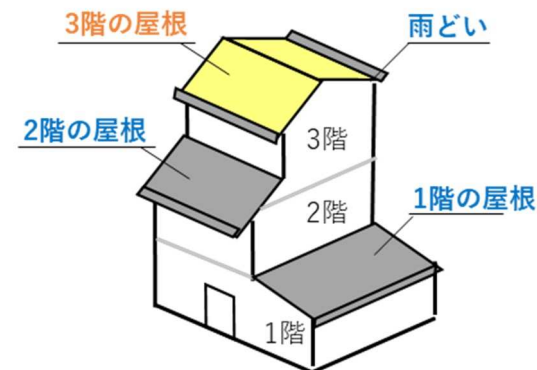


1(1)の例



1(2)の例

図はガイドラインに記載予定



1(2)の例

※本制度の設置基準量における棟数除外建築物の要件として定義したものであり、太陽光発電設備等の設置の適否を一律に定義するものではないことに留意すること。個々の建築物において太陽光発電設備等の設置が可能であるかについては、個々の建築物の敷地や隣地等の状況により、検討、判断することが必要である。

南面等屋根から除く部分②

- 屋根のうち太陽光発電設備の設置に支障があると認める部分 (屋根に含まない部分)

1 (4) 屋根に設ける天窓及びその周囲30cm以内の部分

(5) 屋根に設ける雨どい、パラペット (笠木を含む) 、排水溝

(6) バルコニー及び同じ階にある専有部分である居室から出入りする屋上部分 (ルーフバルコニー) (階段室から出入りする屋上部分を除く)

必ず除かなければならないものではない
適用する場合は根拠図面を提出

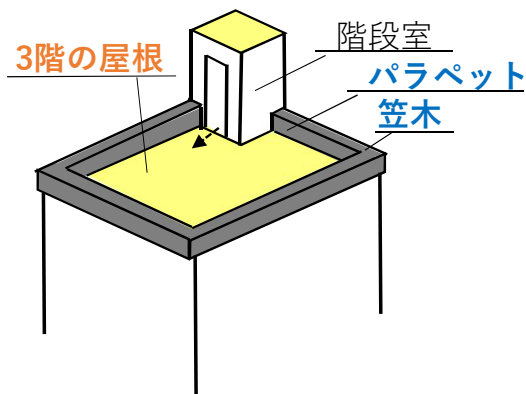
● 屋根の範囲のイメージ

屋根の扱い

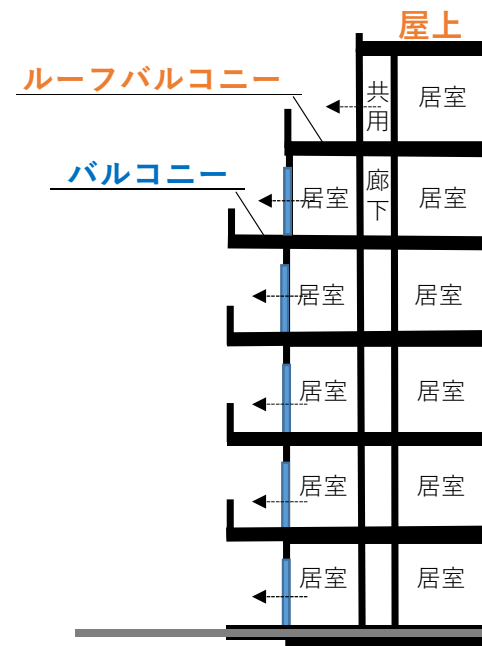
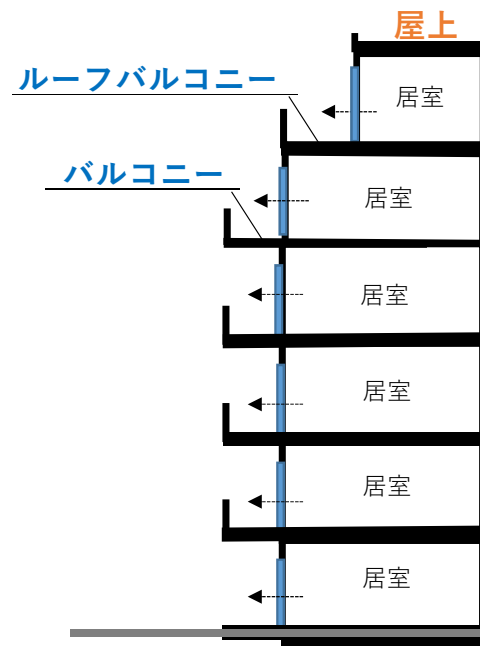
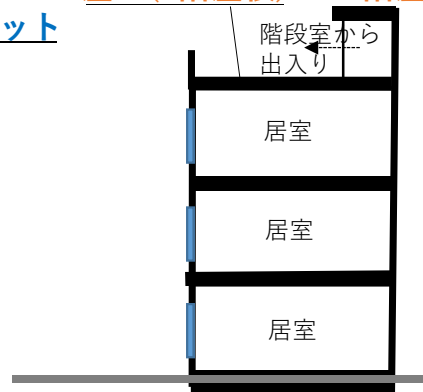
「屋根」に含む

「屋根」に含まない

図はガイドラインに記載予定



屋上(3階屋根) 4階屋根



※本制度の設置基準量における棟数除外建築物の要件として定義したものであり、太陽光発電設備等の設置の適否を一律に定義するものではないことに留意すること。個々の建築物において太陽光発電設備等の設置が可能であるかについては、個々の建築物の敷地や隣地等の状況により、検討、判断することが必要である。

南面等屋根から除く部分③

- 屋根のうち太陽光発電設備の設置に支障があると認める部分 (屋根に含まない部分)

1 (7) 傾斜角度60度超えの屋根

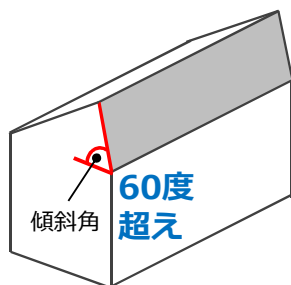
(8) その他市長が認める部分

2 屋根のうち水平な部分の水平投影面積は6分の5を乗じた面積とする (傾斜屋根を基本とした設置基準量を補正) = 6分の1は含まない

必ず除かなければならないものではない
適用する場合は根拠図面を提出

● 屋根の範囲のイメージ

- ・ 傾斜角60度超えの屋根
構造に関するJISの適用範囲
外の部分。



1(7)の例

● 屋根の範囲のイメージ (2の根拠)

- ・ 設置に必要な面積
水平な屋根は、隣り合って設置する太陽光発電設備の日影を考慮した離隔が必要なことから、傾斜屋根よりも屋根面積を多く必要とする。

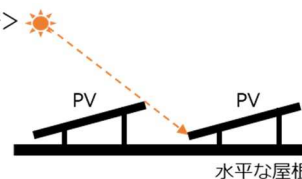
設置に必要な面積

戸建住宅 (傾斜屋根)	10m ² /kW*
戸建住宅以外 (水平な屋根)	12m ² /kW*

6/5倍

※環境省「平成30年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」より作成

<PV離隔イメージ>



制度1は補正しない。

図はガイドラインに記載予定

・ 水平な屋根の水平投影面積の算定例

水平な屋根
水平投影面積 = 24m²
補正後の水平投影面積 = $24 \times 5/6$
= 20m²

⇒20m²以上のため、
棟数除外建築物に非該当

水平な屋根
水平投影面積 = 23m²
補正後の水平投影面積 = $23 \times 5/6$
= 19.17m²

⇒20m²未満のため、
棟数除外建築物に該当



対象とする設備の種類と出力

中小規模建築物への制度

- 本制度において利用を促進する再エネ利用設備は、**太陽光発電設備、太陽熱・地中熱利用設備**とする
- 太陽熱・地中熱利用設備の設置は、**1棟あたり太陽光発電設備2kWを設置したもの**とみなす
- 2kW以上の熱利用量があると認められる場合は、**当該熱利用量に相当する太陽光発電設備を設置したもの**とみなすことができる（根拠資料の提出）

対象とする設備の種類	出力
太陽光発電設備※1	・ 定格出力 は、太陽電池モジュールの日本産業規格（JIS規格）又は国際電気標準会議の国際規格（IEC規格）に規定される 公称最大出力の合計出力 （モジュールの合計出力よりパワコンの定格出力が小さい場合でも、モジュールの合計出力の値を採用）
太陽熱利用設備	・ 1棟あたり太陽光発電設備2kW設置とみなす、又は熱量換算による太陽光発電設備相当量を算出 （次スライド参照）
地中熱利用設備	
その他脱炭素エネ利用設備※2	・ 個別に太陽光発電設備相当量を算出

※1 壁面設置の太陽電池なども含む。

※2 将来の技術革新の動向を踏まえ、必要に応じて追加を検討する。



熱利用設備の熱量換算による計算例

中小規模建築物への制度

熱利用設備の熱量（エネルギー）換算方法

- ◆ 太陽光発電設備による年間発電量（建築設備設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修より）
太陽光発電設備 1 kWあたり 約1,000kWh/年の発電量
- ◆ 熱エネルギーの単位（MJ）に変換 $1,000\text{kWh/年} = \underline{3,600\text{MJ/年}}$ 【1 kWh = 3.6MJ】

熱利用量から太陽光発電設備相当量への換算方法 熱利用量3,600MJ/年を太陽光発電設備 1 kW相当とする

計算例（太陽熱利用設備の場合）

住宅用の太陽熱利用設備を設置する場合を想定します。

【一般社団法人ソーラーシステム振興協会HP】
太陽熱利用システム導入効果の目安

太陽熱システムの種類	大きさ例	太陽熱利用量※
ソーラーシステム	6 m ² (300L)	9,399MJ/年

※太陽熱利用量は、実際に設置する設備により異なるため、根拠資料等を提出する。

設置量

熱利用量から太陽光発電設備相当量への換算 $9,399\text{MJ/年} \div 3,600\text{MJ/年} \div 2.6$
太陽光発電設備2.6kWを設置したものとみなす

太陽光発電設備と太陽光発電設備以外を併用する場合は、設置量は合算した容量とすることができる。



太陽光発電設備等の設置手法（建物敷地内オンサイト設置）

中小規模建築物への制度

- 特定建築事業者に対し、新築する建物への太陽光発電設備等の設置を求める制度である
（原則、新築時に設置することが必要※） ※原則、新築工事完了後の設置は既存建築物への設置として扱う
- 特定建築事業者が基準適合するための措置として、初期費用を軽減する手法も利用可能（設置者や所有者は問わない）

＜敷地内（オンサイト）に太陽光発電設備等を設置する場合の設置手法例※＞

費用負担・設備の所有者	電気の利用
・建物所有者の費用で太陽光発電設備を設置 ・太陽光発電設備は建物所有者が所有	・電気は建物所有者が利用（自家消費、余剰売電、全量売電を問わない）
・事業者（第三者）の費用で太陽光発電設備を設置 ・太陽光発電設備は事業者（第三者）が所有 リース、電力販売、自己所有モデル等	
・事業者（第三者）の費用で太陽光発電設備を設置 ・太陽光発電設備は事業者（第三者）が所有 屋根貸し等	・電気は事業者が利用（自家消費、余剰売電、全量売電を問わない）

※この他、同等の手法についても、基準適合のための措置として利用可能



太陽光発電設備等の設置場所と代替措置（建物敷地外^{オフサイト}設置）

中小規模建築物への制度

- 太陽光発電設備等の設置場所は、原則敷地内（オンサイト）とする
 - ・ 建物の屋根上や壁面等に設置するほか、ソーラーカーポート※等、敷地内の設置も可能とする。
 - （※設置にあたっては、建築基準法等関係法令を遵守することが必要）
- 敷地外（オフサイト）への設置である市内の既存建築物への新設等を、太陽光発電設備の敷地内（オンサイト）への設置に代わる代替措置として利用可能とする

履行方法	代替措置の概要		出力※
	発電設備等の設置場所	電気等を利用する施設	
建物敷地外（オフサイト）への設置	（１）既存建築物又はその敷地	市内 当該既存建築物又はその敷地内	太陽光 発電設備 : 定格出力 年間発電電力量1,000kWhあたり 1 kW 熱供給設備 : 年間熱供給量3,600MJあたり 1 kW
	（２）特定開発事業に係る区域内	市内 当該特定開発事業に係る区域内	

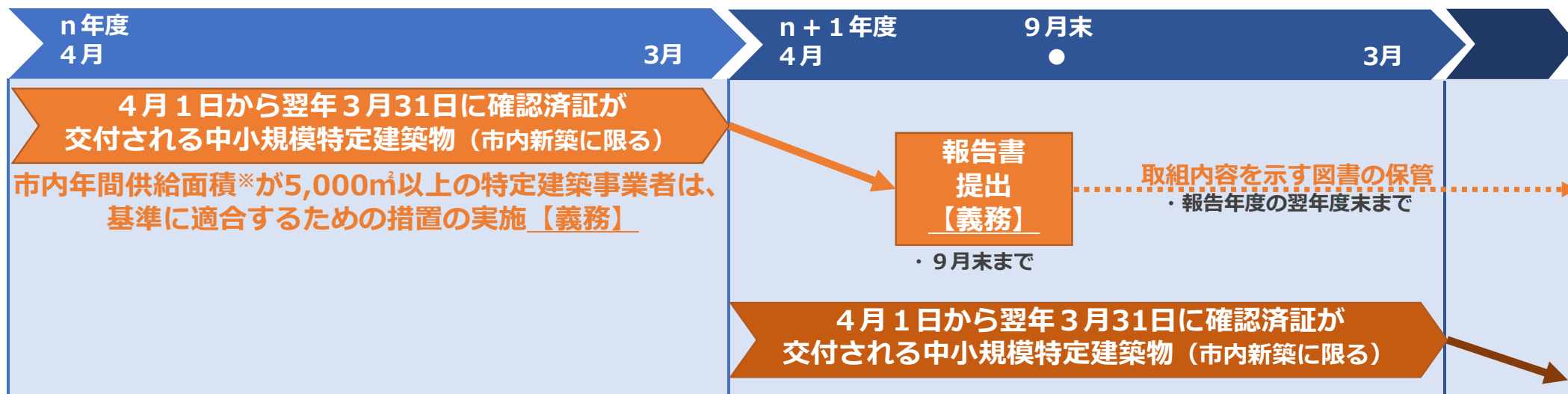
※定格出力の太陽光発電設備を当該中小規模特定建築物に設置したものとみなす。

- ・（１）～（２）は、当該年度に新たに設備を設置するものに限る（R7年度に新設したものはR7年度の設置量とする）。また、第三者設置も対象とする。
- ・（１）既存建築物とは、①市内に過去に新築等をした建築物、②市内に所有する建築物などで、既に工事が完了している建築物（特定建築物を除く）。
- ・（２）は条例第19条第２項の規定により開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した事業に係る予定建築物である場合に限る。
- ・その他市長が認める措置として、建物敷地外（オフサイト）に太陽光発電設備を新たに設置し、発電される電気（環境価値を有するもの）又は環境価値のみを当該中小規模特定建築物又はその敷地で利用するための措置等を代替措置とする。要件等は制度１を参照。
- ・再エネ調達は、対象（代替措置）となりません。

報告書の提出時期等

中小規模建築物への制度

- 対象年度における取組結果を翌年度（9月末まで）に報告する
 - ・ 令和7年度より運用開始のため、確認済証の交付日が令和7年度の対象建築物について、令和8年度に報告する
- 各年度内に「確認済証」が交付された中小規模特定建築物が対象（交付日で判断）
 - ・ 各年度に契約や竣工した建物を報告対象とするものではない（報告時期までに工事完了していない建築物も対象）
- 「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」（以下、「報告書」）に「中小規模特定建築物取組書」（以下、「取組書」）その他必要な図面等を添付して報告する
- 取組書に記載した取り組み状況に関する書類は、報告書を提出した年度の翌年度末まで保管する



※ 中小規模特定建築物から適用除外建築物（スライド13参照）を除いた床面積の合計

■ 報告書の記載内容は、報告時点までの情報を基に行う

- 報告時点で工事完了前（工事中）の建物であっても、確認申請時点で当該建物において実施しようとしている内容に基づき報告する
- 確認申請時点の実施計画から変更が生じた場合、変更後の措置の内容に基づき報告する（当該建物の報告書を提出するまでの間の変更を反映し、報告する）

■ 報告時点までに事業中止により建築しないこととなった建物は、報告対象外

- 確認済証が発行された後、事業中止等により建築確認を取り下げた建物は報告対象外（報告書提出までの間に取り下げ手続きを行ったものを反映して報告する）

※当該年度における中小規模特定建築物の面積（スライド13参照）及び棟数（スライド16参照）からも同様に除くこととなる。

報告書の記載内容と公表事項

中小規模建築物への制度

- 特定建築事業者及び任意報告者は、報告書（規則第16号様式）を作成し、市へ提出する
- 報告者が提出されたときは、市はホームページで、特定建築事業者の名称その他規則で定める事項について公表を行う（公表は一覧表の形式で行う予定）

※ 1 棟ごとの状況を公表するものではない、また、特定建築事業者と任意報告者の区別なく公表する予定

＜ 中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（規則第16号様式）の構成＞（次スライドに続く）

	記載事項（要約）	市の公表
第 1 面	1 建築事業者の氏名及び住所・所在地、法人にあつては名称・代表者氏名	公表
	2 制度の対象区分（特定建築事業者と任意報告者の区分）	非公表
	3 連絡担当者の氏名及び連絡先	非公表
第 2 面	4 報告対象年度	公表
	5 中小規模特定建築物の床面積の合計 A (㎡)	非公表
	6 適用除外建築物の床面積の合計 B (㎡)	非公表
	7 適用除外建築物以外の床面積の合計 A－B (㎡) ※5,000㎡以上の場合対象事業者と判断	非公表
	8 中小規模特定建築物の数 C ※棟数	非公表
	9 適用除外建築物の数 D ※棟数	非公表
	10 棟数除外建築物の数 E ※棟数	非公表
	11 設置基準量 (kW)	非公表

報告書の記載内容と公表事項

中小規模建築物への制度

＜中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（規則第16号様式）の構成＞（前スライドの続き）

	記載事項（要約）	市の公表
第2面	12 太陽光発電設備の設置基準に適合するための措置 ※該当する□内にレ印を記載 ☐ 太陽光発電設備オンサイト設置 ☐ 太陽光発電設備以外オンサイト設置 ☐ 市内既存建築物への設置 ☐ 特定開発事業区域への設置 ☐ その他	非公表
	13 設備の種類（太陽光、太陽熱、地中熱、その他）及び出力とその合計（kW）	非公表
	14 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率（達成率）（%） ※設置基準量がゼロの場合は記載しない	公表
	15 太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況 ※該当する□内にレ印を記載 ☐ 適合する（達成率100%以上） ☐ 適合しない（達成率100%未満） ☐ 全て基準適用対象外建築物 ※設置基準量がゼロの場合に該当	公表

* 具体的な公表内容については、今後検討

・ 制度開始当初は、公表について試行実施とする

確認済証の交付日が令和7年度の対象建築物（令和8年度に報告書を提出）の公表は、「1 建築事業者の名称等」と「4 対象年度」のみとし、「14達成率」と「15適合状況」は公表しない
 次年度以降（令和8年度の対象建築物）は、「14達成率」と「15適合状況」も公表



報告書の様式（規則第16号様式第1面）

中小規模建築物への制度

記載例等の詳細はガイドラインに記載予定

第16号様式

（第1面）

中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書

年 月 日

（宛先）川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第26条第4項の規定により、次のとおり提出します。

制 度 の 対 象 区 分	☐ 特定建築事業者 ☐ 特定建築事業者以外（任意）
連絡担当者の氏名及び連絡先	 (電話番号)
※受付欄	

- 備考
- 1 報告書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める資料を添付してください。
 - 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
 - 3 ※印の欄は記入しないでください。

規則第16号様式

「中小規模特定建築物太陽光発電設備報告書」

- ・ 第1面～第2面（次のスライド）
- ・ 必ず本様式での提出

報告書の様式（規則第16号様式第2面）

中小規模建築物への制度

(第2面)

記載例等の詳細はガイドラインに記載予定

1 特定建築事業者（条例第26条第5項の規定により提出する建築事業者を含む。以下同じ。）

特定建築事業者の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)	
住所又は主たる事務所 若しくは事業所の所在地	

2 市内に新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の床面積の合計等

報 告 対 象 年 度	年 度		
中小規模特定建築物の 床 面 積 の 合 計 A	m ²	適用除外建築物の 床 面 積 の 合 計 B	m ²
適用除外建築物以外の 床 面 積 の 合 計 A－B	m ²		
中小規模特定建築物の数 C		適用除外建築物の数 D	
棟数除外建築物の数 E		C－D－E	

3 設置基準量に対する中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量の状況及び条例第26条第2項の規定による太陽光発電設備の設置に代わる措置の内容

設置基準量	kW			
太陽光発電設備の設置基準に適合するための措置	☐ 中小規模特定建築物等への太陽光発電設備の設置 ☐ 規則第33条第1項第1号の規定による措置 (中小規模特定建築物等への再生可能エネルギー源を利用するための設備（太陽光発電設備を除く。）の設置) ☐ 規則第33条第1項第2号アの規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第33条第1項第2号イの規定による措置 (特定開発事業等を行う区域への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第33条第1項第2号ウの規定による措置 ()			
太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計	太陽光	kW	太陽熱	kW
	地中熱	kW	その他	kW
	合計			kW
設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率（達成率）※				
太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況	☐ 適合する（達成率100%以上） ☐ 適合しない（達成率100%未満） ☐ 全て基準適用対象外建築物			

A-Bが5,000m²以上の場合は特定建築事業者となる

< 記載例 >

中小規模特定建築物の床面積の合計 A

・対象外の建築物を除く

適用除外建築物以外の床面積の合計 A-B

・A-Bが5,000m²以上の場合、特定建築事業者（対象者）

C-D-Eが「設置可能棟数」となる

「設置基準量」※取組書に基づき記載

「設置量」※取組書に基づき記載

「達成率」※取組書に基づき記載

「適合状況」※取組書に基づき記載



報告書の添付資料

中小規模建築物への制度

■ 報告書（規則第16号様式 第1面～第2面）には次の区分に応じた資料を添付する（複数区分に該当する場合は該当する全ての資料）

区分	資料資料	添付	市の公表
全ての特定建築事業者	・ 中小規模特定建築物取組書（要綱第 1 号様式）又はこれに代わる資料 ※棟ごとの建築物の概要、設備の種類、設置量、代替措置に関する事項、設置基準量・達成率の計算等を示すもの	必須	非公表
南面等屋根による棟数除外を適用	・ 縮尺、方位、南面等屋根の範囲、南面等屋根からの除外範囲・理由、各部分の水平投影面積を明示した 平面図等	該当するもの	
熱量換算の規定の適用	・ 当該設備の 年間熱供給量 を示す資料		
代替措置 （既存建築物・特定開発事業）	・ 既存建築物（特定開発事業）の 付近見取図 、設備設置位置を明示した 平面図等		
その他	・ その他市長が必要と認める資料		



取組書の様式（要綱第1号様式第1面）

中小規模建築物への制度

■ 報告書（規則第16号様式）には、中小規模特定建築物取組書（要綱第1号様式）又はこれに代わる資料を添付する【必須】

(第1面)

中小規模特定建築物取組書

年 月 日

特定建築事業者の氏名又は名称 (法人にあつては、その代表者の氏名)	
--------------------------------------	--

1 中小規模特定建築物における取組状況

No.	建築物の概要					設置基準量に対する事項					
	確認済証 番号等	確認済証 交付 年月日	住宅・ 非住宅 の区分	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	適用除 外建 築物 への 該当有 無	棟数除外 建築物		再エネ利用設備の設置量 (kW)		
							該当 有無	該当 事項※	太陽光発 電設備	太陽熱利 用設備	地中熱利 用設備
1											
2											
3											
17											
18											
19											
20											
合計											
合計（適用除外建築物を除く）											

< 記載例 >

詳細はガイドラインに記載予定

適用除外建築物への該当有無

- ・建物1棟ごとに該当する、該当しないが区別できるように記載

棟数除外建築物 該当有無・該当事項

- ・棟数除外建築物の規定を適用する、適用しないが区別できるように記載
- ・適用する場合、その根拠が分かるように記載
 - ①建築面積20㎡未満
 - ②南面等屋根の水平投影面積（除外面積適用後）20㎡未満
 - ③その他市長が認める場合

再エネ利用設備の設置量

- ・オンサイト設置の出力をkW単位で記載（熱利用設備は換算後の値）
- ・適用除外建築物、棟数除外建築物への設置も設置量に計上できる



取組書の様式（要綱第1号様式第2面・第3面）

中小規模建築物への制度

(第2面)

2 既存建築物における取組状況

No.	既存建築物の概要		再エネ利用設備の新設量 (kW)			既存建築物の 引き渡し等に関する事項	再エネ利用設備の設置に関する事項
	建物名称	所在地	太陽光発電設備	太陽熱利用設備	地中熱利用設備		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計							

(第3面)

3 特定開発事業における取組状況

No.	特定開発事業に係る建築物の概要		再エネ利用設備の新設量 (kW)			特定開発事業に係る建築物に関する事項	再エネ利用設備の設置に関する事項
	建物名称	所在地	太陽光発電設備	太陽熱利用設備	地中熱利用設備		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計							

< 記載例 >

詳細はガイドラインに記載予定

再エネ利用設備の新設量

- 当該既存建築物に設置した再エネ利用設備の新設量を記載
(熱利用設備は換算後の値)

再エネ利用設備の新設量

- 当該特定開発事業区域内に設置した再エネ利用設備の新設量を記載
(熱利用設備は換算後の値)

取組書の様式（要綱第1号様式第4面）

中小規模建築物への制度

< 記載例 >

詳細はガイドラインに記載予定

（第4面）

4 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の量の状況

（1）設置基準量

算定基準率	建築物の概要			再生可能エネルギー利用設備の設置基準量 ^(注1) (kW) D (C×0.7×2)
	新たに建設し又は新築しようとした棟数（適用除外建築物を除く）（棟）A	棟数除外建築物（棟）B	設置可能棟数（棟） C (A-B)	
0.7				

（2）達成率及び適合状況

設置基準量	D	kW
中小規模特定建築物への設置量	E	kW
中小規模特定建築物への設置量が基準に対して不足する量D-E (0以上)		kW
既存建築物への設置量	F	kW
特定開発事業に係る建築物への設置量	G	kW
設置量の合計	E+F+G	kW
設置基準量に対する設置量の合計の比率（達成率） ^(注2)	(E+F+G)÷D×100	%

設置基準に対する適合状況	☐ 適合する（達成率が100%以上） ☐ 適合しない（達成率が100%未満） ☐ 全て基準適用対象外建築物
--------------	--

備考 注1 小数点以下の端数を切り捨て、整数での値を記載すること。
 注2 パーセント表示とし、小数点以下の端数を切り捨て、整数での値を記載すること。
 なお、設置基準量Dが0kWの場合、達成率を記載しないこと。

新たに建設又は新築しようとした棟数（適用除外建築物を除く）（棟）A

- ・対象年度の中小規模特定建築物の数から適用除外建築物の数を除いた数（スライド16の年間供給棟数を参照）

棟数除外建築物（棟）B

- ・設置可能棟数の算定上、年間供給棟数から除外する棟数（スライド16～22参照）

設置可能棟数（棟）C

- ・C = A - B

再生可能エネルギー利用設備の設置基準量 (kW) D

- ・D = C×0.7×2 小数点以下切り捨て

中小規模特定建築物への設置量 (kW) E

- ・オンサイト設置の設置量

達成率 (%)

- ・設置基準量Dが0の場合は記載しない
小数点以下切り捨て（整数での値）

適合状況

- ・該当する☐にチェックを記載



建築物太陽光発電設備等総合促進事業に関する問い合わせ先・情報提供等

制度1・制度2 太陽光発電設備等導入制度に関するお問合せ先

※まずはホームページ「制度1・制度2 太陽光発電設備等導入制度」に掲載の「よくあるお問合せ」をご確認ください。

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-2088

市ホームページ「制度1・制度2 太陽光発電設備等導入制度」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156234.html>



事業者用

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyous/category/76-16-14-2-0-0-0-0-0.html>



市ホームページ「制度3 建築士太陽光発電設備説明制度」

令和6年4月より施行しています。あわせてご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156070.html>



ポータルサイト「かわさき太陽光広場」にて市民・事業者向けに情報発信しています。

ぜひ、ご参照ください。

<https://kawasaki-taiyoukou.jp/>



- 補助金
- 太陽光Q&A
- メリット
- 太陽光発電設備普及事業者登録制度
- 太陽光にまつわるお役立ち情報など



ご清聴ありがとうございました。

CO₂排出実質ゼロを目指す

かわさきカーボンゼロ ロゴ

葉は環境への配慮をイメージ



2つの矢印は資源、エネルギー、炭素などの循環をイメージ

「かわさきカーボンゼロ」ロゴマークは、2050年CO₂排出実質ゼロを表現したロゴマークです。

2050年の脱炭素社会の実現には、現状の取組の延長線上では難しく、一人ひとりが行動を起こすことにより、社会の行動変容を促し、脱炭素化の技術革新に繋げていくことが必要です。

川崎市はよりよい未来をつくるため、市民・事業者の皆さまと挑戦を続けてまいります。